

豚コレラの被害に対する雇用調整助成金の活用について

雇用調整助成金は、景気の変動などの経済上の理由(※1)により、事業活動の縮小(※2)を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するため、休業等を行った場合、それにかかった費用の一部を助成する制度です。

豚コレラ被害を受けた畜産農家、発生周辺の事業者について、以下のようなケースに本助成金が活用できます。

※1: 豚コレラ被害を直接的な理由とした畜産農家の事業活動の縮小部分については「経済上の理由」に該当しません。

※2: 最近3か月間の売上高、生産量等の平均が、去年同期と比較して10%以上減少している雇用保険適用事業主であること。

豚コレラが発生した家畜農家

(事例1) 移動制限解除後に事業活動が縮小している場合

家畜伝染病予防法に定められた移動制限により事業活動が縮小した場合は、「経済上の理由」に該当しませんが、移動制限解除後に事業を再開する際に、家畜の供給が減ったために新たに家畜が購入できず、豚コレラ被害発生前の規模で再開できない等の理由により事業活動が縮小した場合。

(事例2) 畜産業以外の事業も行っており、全体で事業活動が縮小している場合

同一事業所内で畜産業以外に複数の事業を行っている事業所において、家畜伝染病予防法に定められた殺処分により、畜産部門の事業活動が縮小している一方、家畜伝染病予防法において特に制限のない他の部門(例えば、食料品製造業、小売業等)の事業活動も縮小しており、この縮小分をもって支給要件※2を満たす場合。(移動制限期間中であっても本助成金の対象となりえます。)

豚コレラが発生した家畜農家以外

(事例1)

豚コレラによる家畜の殺処分が行われたため、家畜や食肉の解体・加工・運搬を行う関係事業者や、畜舎の各種設備の施工・保守を行っている関係事業者において事業の縮小が生じている場合。

(事例2)

豚コレラによる家畜の殺処分が行われたため、当該畜産農家からの食肉の調達が困難となった飲食店等において事業の縮小が生じている場合。

※上記の活用事例はあくまで事例ですので、助成金の詳細な支給要件などについてはお近くの労働局またはハローワークまでご相談下さい。